

2009年10月1日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

# 支部ニュース

新潟支部

発行人 支部長 興 梶 建 郎

〒950-0872 新潟市東区牡丹山 3-14-25

ビューシティ牡丹山 105

関本労働安全コンサルタント事務所内

TEL/FAX 025(270)3597

E-mail: hisashi.sekimoto@fork.ocn.ne.jp

(第 16 号)

## 労働局の窓



受動喫煙対策の  
状況について  
新潟労働局労働基準部  
安全衛生課長 有賀 康雄

本年四月に新潟労働局に安全衛生課長として着任させて頂きました有賀と申します。

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に御尽力頂きまして感謝を申し上げます。次第でございます。支部の皆様には、総会時に安全衛生行政全般につきましてご説明をさせて頂きましたので、本稿では今議論がされている受動喫煙の問題について、少し書いてみようかと思っています。

先日、厚生労働省では受動喫煙に関する検討会が開催され、NHKのニュースなどにも大きく取り上げられました。今、受動喫煙の問題に関しては、例えば欧州などでは一部の国では、バーや食堂でも公共の場所での

喫煙が禁止されたり、神奈川県などでは独自の条例案を出しております。WHO(世界保健機構)においても2007年に勧告書において、受動喫煙が健康に害をなしているという根拠等を示し、受動喫煙の防止に関する政策を提言しているところで、こうした状況を踏まえて、

では事業場における受動喫煙についてはどのような対策を労働安全衛生法令上、講じるべきなのか、ということについて検討を始めたところのようです。

この煙草については、本当に色々な意見がございますよね。愛煙家にとってはますます肩身が狭くなるどころですし、禁煙派にとっては、煙草撲滅をおっしゃる方もいます。煙草の料金を欧州なりに1000円くらい

にすべきだということという方もいらっしゃると思います。

受動喫煙についても然り。ある人は、健康のリスクを可能な限り低減させる目的として、法令で職場全体を禁煙にすると喫煙室を設けることを事業者に義務づけるべきとか、例えば煙草のような嗜好の問題について、行政が口を出すべきなのかどうか、本人の自覚に任せるべきではないのかという意見もあるでしょう。結論はどうなるのかは分かりませんが、そもそも労働安全衛生法令上に事業者責任でこのような規定を行うとすれば、非常に新しい考え方にあります。

それは、

①「職場の受動喫煙」というのは、職場由来ということであるとはいえ、化学物質のような危険有害な業務ではないこと。にもかかわらず事業者責任として、健康障害防止を規定できるのかどうか。

②職場で、全ての労働者が喫煙に合意した場合は、喫煙を認めるのかどうか。今までの労

働安全衛生法令においては、強行規定の合意による緩和ということはありません。の理由からです。結論はどうなるのかは分かりませんが、非常に身近で影響の大きい問題ですので、興味深く見ていきたいと思っています。意外にも真面目な話に終始してしまいましたが、普段はもう少し柔らかい話も致します。私自身新潟に居をかまえるのは初めてでございます、公私共々充実した新潟生活を楽しまたいと思っております。

今後とも(社)日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部様とは良好な関係でありたいと考えております、どうぞよろしくお願いいたします。

ちなみに新潟労働局では事務所内は全面禁煙、各階に喫煙室を設けているようです。



(編集)

……紹介……

### 新潟産業保健研究会

労働衛生コンサルタント

長沼 毅

本年は第十一次労働災害防止計画の二年目に当たります。平成20年の統計では一般健康診断の有所見率は五一・三%、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は約路六〇%にも達すると言われていきます。産業保健の分野でも課題山積というところですが、本稿では私も幹事の末席をけがしている「新潟産業保健研究会」を紹介いたします。医師の労働衛生コンサルタントの先生方には既におなじみと思いますが、他の支部会員の皆様にもご承知いただければ幸いです。

一、新潟産業保健研究会の発足  
平成18年9月、新潟市の朱鷺メッセにて「日本産業衛生学会 第十六回産業医・産業看護全国協議会」企画運営委員長は当時、新潟産業保健推進センター所長、現、新潟県労

働衛生医学協会名誉顧問の松原統先生が開催され、全国から産業保健関係者491名、市民公開講座参加者等224名の計715名が参集し、成功裏に終わりました。新潟では同時に開催された全国産業安全衛生大会と並んで産業保健関係では初めての大きなイベントとなりました。

「新潟産業保健研究会」以下、研究会という。はこの全国協議会の実行部隊を幹事としてそのまま残して今後の新潟の産業保健活動の水準向上に寄与したいという松原先生の御意志を受けて平成19年6月に発足し、現在22名の幹事と456名の会員（平成21年8月現在）で構成されています。幹事は大学の医学関係研究者、県医師会・県歯科医師会の理事、認定産業医、労働衛生コンサルタント、産業看護職（保健師）、産業カウンセラーなどで構成されています。

二、新潟産業保健研究会の活動  
この研究会は産業保健に携わる専門職（産業医、産業歯科医、労働安全・衛生コンサルタント、産業看護職、産業

カウンセラー、作業環境測定士、衛生管理者）や人事・労務担当者などを対象に新潟県医師会館にて産業保健研修会を年二回開催しています。現在までの開催テーマは次のとおりです。

#### ・第1回（平成19年6月）

①事例検討「産業保健メンタルヘルスのコツ」  
NTT東日本関東病院  
精神科部長 秋山 剛先生

②事例検討「小規模事業場の職場巡視での諸問題の対策」  
新日本製鉄㈱  
君津製鉄所専属産業医  
宮本 俊明先生

#### ・第2回（平成19年12月）

①事例検討「防じんマスクの問題事例と使用方法のアドバイス」  
興研㈱新潟営業所長  
石川 健彦先生

②事例検討「過重労働の医師面接について」  
新潟県労働衛生医学協会  
笹川 力先生

#### 新潟県総務管理課 人事課

健康管理室 八子 円先生

③講演「特定健診と保健指導の解説ならびに労働衛生の係り」  
厚生労働省 労働基準局

#### 安全衛生部労働衛生課長

金井 雅敏先生

#### ・第3回（平成20年6月）

①講演「安全衛生委員会での産業保健活動を元気にする」  
東京大学保健センター 准教授  
環境安全本部主査 東京大学  
産業医  
日本医師会認定産業医  
大久保 靖司先生

②事例検討「熱中症」  
新潟産業保健推進センター所長  
労働衛生コンサルタント  
興沼 建郎先生  
新潟市民病院救命救急センター  
副センター長・救命科専門医  
廣瀬 保夫先生

#### ・第4回（平成20年12月）

①事例検討「メンタルヘルスの職場復帰事例」  
新潟大学医学部保健学科 教授  
後藤 雅博先生

②講演「職場のメンタルヘルス（連携の実践）」  
メンタルクリニック  
みさと所長・精神科医師  
天笠 崇先生

#### ・第5回（平成21年6月）

①基調講演「新型インフルエンザ対策」  
新潟大学医学部公衆衛生学  
教授 新潟県新型インフル  
エンザ対策委員会委員長

鈴木 宏先生

②行政・医療の立場から「県の対策」  
新潟県健康対策課長  
山崎 理先生

「県医師会の考え方」  
新潟県医師会副会長  
渡部 透先生

③シンポジウム「わが社の対策の考え方と準備状況」

以上が活動状況ですが、年二回の研修会では労働安全・衛生コンサルタントにとっても係り深いテーマが取り上げられています。残念ながら支部会員の参加状況は医師の労働衛生コンサルタントの先生に限定されているようです。

現在の複雑な産業保健の課題に対処するには多くの専門家が幅広い視点で、柔軟に対処することが望まれます。そのような意味でも支部会員の皆様にも是非ご参加をいただきたいと思います。

#### 三、問い合わせ

研究会の事務局は新潟産業保健推進センターに置かれていますので、詳細はお問い合わせ下さい。

### 中小経営者の

### 苦悩三話

労働安全コンサルタント

### 尾形尚武

昔、安全指導をしたある中小企業の社長さんから、話をしたので来てくれないかと連絡があり、その会社へお邪魔した。安全に関する相談かと思ったが、どうも様子が違う。前に十数人いた従業員が数人しかおらず、工場は閑散としている。去年の秋の経済ショック以来急激に仕事が減り、涙をのんで従業員を解雇したこと、これから先行き不透明で倒産の危機にあること、政治や発注者への不平不満など社長の苦悩を延々と話す。経営に素人の私はなんの応えもできず、ただ黙々とうなずくだけでした。

ただ、掃りがけに社長の顔が心持ち和らいだような気がした。だれかに胸の苦悩を吐き出したかったのかも知れぬ。

次に、これも以前に安全診断をしたある部品メーカーの町工場で、工作機械の老朽化が原因で事故が多発した。当局の指導

もあり設備の改良や更新に多額の投資をして安全面も大きく向上した。久しぶりにこの工場を訪れたのだが、これらの設備がほこりをかぶったまま稼働していない。やはり仕事がなくて従業員を一時帰休させているということだ。

設備に投資した借入金の返済のメドもなく倒産も時間の問題であるという。改めて現在のひどさが身にしみた。

最後にもうひとつ。ある下請建設会社の話。会社から依頼されて県外の橋梁工事の安全指導に行ったときのこと。この会社は特殊な専門技術を持っており橋梁の一部を元請から請けて工事をしている。巨大なコンクリートの桁を張り出すという大変危険をとまなう作業でベテランの現場管理者が一人で指揮監督にあたっている。どうみてもマンパワーが足りず安全の確保も大変であり、また管理者の過労など健康面も心配だ。もう一人ぐらい現場管理者を増やせないかと会社へ申し出たら、請負金額が厳しくてそんな余裕はないとのこと。「事故が起きたら取り返しがきかない。安全第一でやって欲しい」とは言ってみても

の経営者の立場を察すると果たしてこのような杓子行事な指導でいいのか多いに悩むところ。元請へ、尚一層の下請指導をお願いして帰ってきた。

この度の政権交代でどのような世の中が変わっていくのか。働く人や若い人達に希望と安心を持たせるような社会に変革していくことを願ってやまない。

### リスクアセスメントで陥りやすい錯覚

労働安全コンサルタント

### 鈴木 武男

リスクアセスメント導入については、行政当局の指導の結果、導入する企業が増えております。しかし、中には現状での作業における危険性・有害性を評価しただけで「リスクアセスメントを実施したんだ」と思い込んで、そこで止めてしまうケースが多くあります。

リスクアセスメントの一番大事なリスク低減対策が実施されず、その事に誰も関心が持たれなく、従って職場の危険性・有害性は、そのままの状態で放置されてしまいます。

会社の資源を注ぎ込んで得たリスク低減対策を実施するには、まず考えたリスク低減対策を一覧表にして、実施すべき優先順位を付けること、次にそれらを何時実施するのかの計画を作ることだと思えます。そして、それを年度の安全衛生計画に盛り込んで、PDCAサイクルにより初期の目的が達成されるよう実施していきます。

リスク低減対策には、設備的対策と作業方法等の管理的対策に大別されますが、リスク低減対策一項目ごとに年度実行計画を作らないと、実効の上がるものにはならないと思います。実行計画には、設備的対策であれば必要な費用や技術的課題を解決するため、の手順、担当者、実施方法、実施時期及びその評価方法を明確にする必要があります。管理的対策には、リスク低減対策が現場で実施されるための手順、担当者、実施方法、実施時期及びその評価方法を明確にします。

管理的対策の例として、例えば指差呼称による確認がリスク低減対策にあったとします。これが実作業で守られるためには、

なにをしなければならぬかを考えていくと、現状の把握、指差し呼称項目の設定、教育・訓練、実施状況の評価および改善等定着までには相当時間を要するものもあります。

こうした方法でリスク低減を実施していくことは、労働安全衛生マネジメントシステムのやり方と同じになります。リスク低減対策を粘り強く実施していくことによって、労働安全衛生マネジメントによる安全衛生生活を実践してしまうこととなります。

こうしたことを経験した後、労働安全衛生マネジメントシステム運営に必要なマニュアルを作成し、安全衛生方針の表明、体制の整備外必要な要件を整えるだけで、労働安全衛生マネジメントシステムがスムーズに導入できます。

労働安全衛生マネジメントシステムを導入するのに、いろいろな方法がありますが、私はこのやり方をお薦めします。事前に現場の人達にこのことをよく説明しておくことにより、何のためにこのようなやり方でリスク低減対策を実施するのかの

意義を理解してもらえます。リスク低減を実施している企業でも、リスクアセスメントの法的実施時期、安衛則第二十四条の十一に定められている「建設物を設置し、移転し、変更し・・・」が忘れ去られているところが多いようです。安全衛生マネジメントシステム運用マニュアルにこの実施時期を盛り込むことによって、忘れ防止になると思います。

## 作業手順書

### 改善の提案

CSP労働安全コンサルタント

豊島豊秀

安全三原則として①整理・整頓②点検整備③作業手順に関する活動の充実が必要である。

本会では、作業手順について平成16年10月、安衛コン資料No.30として「作業手順指導事例集」をまとめ指導の参考資料として会員に配布していることでもその必要性が解る。

診断、指導に伺い作業手順書の有無、整備状況を確認すると、事業場の規模、業種によりその

実態は千差万別である。製造業では、製品(商品)の品質管理に必要な作業条件、作業方法、管理方法、使用材料、使用設備、その他の注意事項などを文書化した技術基準、製造工程管理基準等が多数作成されている。

一方作業の安全ポイントを組み込んだ文書はほとんど見ることができない。存在する手順書は市販されている「作業別安全作業標準集」のコピーに近いものが多い。

私が多用している手順書は、平成6年労働安全研修会で(株)東レ経営研究所三村和男氏が「科学設備の作業時の危険性と安全対策」の講演で公表された化学プラントS/D工事における槽内作業手順書をベースとしたものです。

作成の手順とその内容は

- (1) プロセスアプローチで作業工程を特定し、その作業内容の概要を記述し、使用する機械設備を特定し記述する。
- (2) 次に安全作業のポイントを特定し記述する。関係法令規定事項のほか社内基準で規定されている事項を含め

る。例えば作業従事者の教育、必要な資格、特定自主点検と記録保存、機械設備・原材料の危険性または有害性、保護具等。

作成事例を参考に添付します。改善点と活用に応じた留意点は以下の通りです。

- ① 安全作業の遂行と業務上疾病の防止のポイントが記されており、安全衛生の資料として活用できる。
- ② 一枚の手順書で製品の全作業工程が理解でき、担当作業の重要性を認識させるとともに、担当作業外の安全衛生情報も入手できる。
- ③ 作業内容のプロック枠外に本工程に関連する技術標準名等を併記し関連情報を呼び出す。
- ④ 過去の災害事例、再発防止措置を併記することで災害防止情報の伝承ができる。
- ⑤ 定期的な確認、作業内容変更時の改定と関係者への周知に努めることが必要である。

作成例を次のページに掲示。



## 実感

労働安全・衛生

コンサルタント

横田清士

こんな仕事(?)をしていると危険と隣り合わせの作業場に行くことも幾度かある。

高さ二メートル、幅二メートルのトンネルを、孔口から歩いていると鋼製支保工に詰め込まれた木材片が内圧で折れる音が坑内に響きわたり、足取りを速めて一キロメートルほど歩きようやく切羽までたどり着く。切羽面に近づくと、掘削面の収縮から礫が崩れ落ち、十秒以上止まらないで下さい。」と工事責任者に注意を受け、あたふたとガスサンプリングをしながら現場状況と作業状況を確認したこともそんな経験の一つである。

隣接鉱区での可燃性ガス爆発事故を受け、現状と冬季工事に伴う対策を依頼された時に、出来れば机上での確認で済ませたいと言う素直な気持ちもあつた。しかし現場を確認して必要なデータを取ることが自分から提案したてまえ、後には引けない。

覚悟を決め、折りながら何とか無事に、孔口まで戻って来たときは手の中が汗でびしょり。まだまだこんな状況の作業場で、昼夜働いている作業者を思うと、何とか危険リスクを低減し、安全に作業が出来ないか浅い知識を総動員して熱く改善方法を説明し始めた。とたんに依頼者である工事担当者の態度が変わった。もちろん好意的な方である。その時は、効果的な対策案を提案したことに對してこんなにも好意的に共感いただけただけばかり喜んでいたが、単に私の熱意に對してであつたことが後から解り、その時頂天になっていた自分が恥ずかしい。

コンサルタントとして、顧客から信頼感を得る為にはまず好意的に受け止めて頂くことが重要である。その為には、現場情報を如何に多く取り込めるか、場合によりその努力を惜しまないかがキーポイントであり、そのプロセスとして現場第一を実感した体験でもあつた。その後当然フォロワーのための現場確認も頭にあつたが、躊躇している自分がまた情けない。

笹葉加工作業（安全）手順書

株式会社〇〇商店

承	作
認	成

この作業（安全）手順書は、当社の主要製品である笹葉加工製品を作成する主要工程を明らかにし、安全作業を推進するためにそれぞれの工程における使用設備、工具、保護具や作業条件、作業方法のポイント等を示す。  
 今後の加工技術、設備の増設や改善に伴って変更される作業内容について、随時改訂しなければならない。  
 新しく雇入れた従業員、作業内容が変更になった従業員の安全衛生教育の資料として活用する。

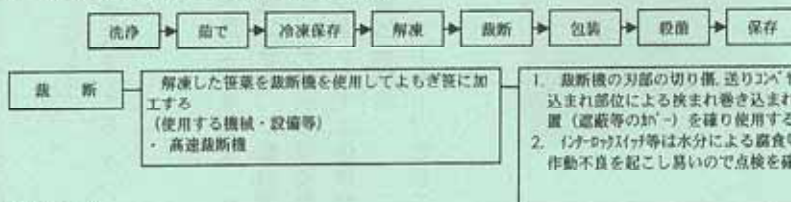
- 共通事項 ① 機械設備は指定された者により、安全措置を重点にチェックリストにより始業点検を行う。  
 不具合を発見したら直ちに補修すること。  
 ② 機械設備の運転取扱いについては、メーカーの取扱説明書をよく確認すること。  
 取扱説明書等関係資料は保管場所を明示すること。

笹葉加工作業の主な工程は以下の通りである。



① (作業)	(作業の内容)	(安全作業のポイント)
原料保管	入荷した原料笹をかご車に乗せ換え冷蔵庫に保管する (使用する機械・設備等) ・ 冷凍機および冷蔵庫 ・ ロータコンベヤおよびかご車	1. 原料笹（段ボール箱入）はかご車に指定された積み方で積む 2. 荷崩れて段ボール箱が落下しないようにストッパーをかける 3. トレイ積みの荷、かご車の荷など、荷の間隔は検品のための通路幅(90cm以上)を確保する 4. 冷蔵庫出入り口錠が内部から確実に開けられるように点検と給油など怠らないこと
② 軸切り	原料笹の軸をハサミで切り落とす (使用する機械・設備等) ・ ハサミ	1. ハサミによる切れ、笹葉側面とのこすれによる切り傷に注意する 2. 作業終了時や一区切り付いた時は、ハサミの切り刃部を露出させないこと 作業終了時は所定の場所に置くこと
③ 洗浄	原料笹の汚れを洗浄機で水洗する (使用する機械・設備等) ・ 笹葉洗浄機	1. 洗浄機の送りコンベヤの送り装置に挟まれ巻き込まれないように、始業点検を確り行うこと
0.7 抜き加工	(0.7 抜き加工については別に示す)	条の定めによる定期自主検査を行い、その記録を3年間保存しなければならない
④ 包装	出荷のため真空に2袋で真空包装する (使用する機械・設備等) ・ OLDRIVERS 真空包装機	1. 真空包装機の稼働部に手を挟まないように、稼働部に手を近づけないこと
⑤ 殺菌	熱湯に浸漬殺菌する (使用する機械・設備等) ・ 熱湯 (95℃、30分) ・ 浸漬槽	1. 熱湯による火傷の恐れがある 2. 作業中、熱湯が長靴内に入らないように前かけを確り着用すること
※1 0.7 抜き加工	営業に、お客様デザインの0.7 抜き加工を行う (使用する機械・設備等) ・ 炭酸ガスレーザー切断機:タリス4 (Laser Pro L25 及び L30)	1. 作業者は、レーザー光線による障害を防止するために保護眼鏡を着用すること 2. レーザー切断機で加工を行う時は、レーザー光線の反射拡散による周辺作業員への障害の危険もあり、機械本体に付属している遮光カバーを使用すること

※2 よもぎ加工作業の主な工程は以下の通りである。



過去の災害事例

- (1)
- (2)
- (3)

### 新入会員紹介

氏名

西村 義孝

(昭和2年3月31日生)

支部入会

平成21年4月

登録種別

労働衛生コンサルタント  
保-3008

事務所名

西村労働衛生コンサルタント

所在地

T940-2015

長岡市江陽1-6-2

(電話)0257-2612362

(FAX)0257-2612362

E-mail:yn246044@cococa.com.ne.jp

他の資格

医師、衛生管理者、日本医師  
会認定産業医

日本医師会認定健康スポーツ  
医 T H P 健康測定研修修了



コンサルタント会入会

にあたって

労働衛生コンサルタント

### 西村義孝

新入会のご挨拶を申し上げます。

関心領域は小規模事業場の健康  
管理であります。今までの経  
験から小規模事業場では健康診  
断を受けるにしても必須項目が  
不足し、また地域産業保健セン  
ター等における産業医の意見聴  
取までは受けていないのを見か  
けております。今年勤務医を退  
職したのを機縁として、4月か  
ら始まった長岡医師会の地域産  
業保健センターでの健診結果に  
対する産業医の意見陳述に参加  
しております。ここで持論の一  
部を述べさせて頂きますが、現  
行の安衛法健康診断は地域産業  
センターと労災保険二次健康診  
断を活用すれば(しておれば)、  
法該当者には所謂メタボ健診の  
施行は無くてもよいと考えてお  
ります。その理由は私の履歴を含  
めて申し上げます。

私は昭和2年大連で出生、日  
本国敗戦により父の生地松本へ  
移住。旧制松本高校理甲を経て  
旧制新潟医科大学医学部医学科  
を昭和28年に卒業、旧制度のイ  
ンターンを経て医師(内科)に  
なりました。

敗戦前の満州での伝染病の体

験・見聞、敗戦後の日本での肺  
結核蔓延(特に紡績女工の集団  
罹患)などから衛生管理の必要  
性を考え内科医の仕事のほかに

「医師の衛生管理者(労基法)」  
の実務にも就きました(免状は  
今も保存)。その後新潟大学の公  
衆衛生学教室、続いて放射線医  
学教室に勤務(助教)。

昭和40年から長岡赤十字病  
院に勤務(放射線科部長)。職員  
の健康管理を分担し安衛法施行  
後は「旧制度の産業医」にも指  
名されました。この頃はすでに  
肺結核は減少し、各種のがん検  
診と生活習慣病の健診・指導が  
主なものとなり、後に生活習慣  
病関連の表彰を頂きました。

昭和58年から新潟大学医療  
技術短期大学部に勤務(診療放  
射線技術学科教授)。医療技術者  
教育に併せて放射線障害の予防  
と研究を分担し、産業衛生と無  
縁ではなく、また人事院規則に  
よる健診も体験しました。

平成4年からは長岡の医療法  
人病院に移り、放射線診療業務  
以外に「新制度の産業医」業務、  
外部事業場の健診業務を今年の  
3月まで分担しました。その間  
T H P 測定医、産業廃棄物に関  
する研修を受けました。また中  
央大学法学部通信教育過程で法

律学全般を学び、演習は環境問  
題をとり、卒業論文は約50年係  
わった「安衛法による健康診断」  
を選び卒業しました。その過程  
で工場法、労基法、安衛法の健  
康診断を歴史的にあるいは外国  
法と比較考察し現行の安衛法は  
正しく実施すれば効果があり、  
問題はむしろ就労前の健康指導  
にあるとの考えを得ております。  
その集大成として八十歳で労働  
衛生コンサルタントの仲間にも  
入れていただき、今まで弱点で  
あったかもしれない小規模事業  
場の健診結果指導を経験している  
次第であります。

しばらくの間ご指導、ご鞭撻  
をお願いいたします。

### 新入会員紹介

氏名

渡辺 一夫

(昭和24年9月14日生)

支部入会

平成21年4月

登録種別

労働安全コンサルタント

土-2073

事務所名

渡辺労働安全コンサルタント

(電話)0257-23-1396  
(FAX)0257-23-1396  
携帯 090-15589-1485  
E-mail:  
watanabefather@yahoo.co.jp

所在地

T945-0017

柏崎市荒浜2-15-7

他の資格

一級土木施工管理技士、一級  
建設機械施工技士、二級造園施  
工管理技士、甲種火薬類取扱責  
任者、コンクリート主任技師、  
乙四類危険物取扱者、  
RSTトレーナー、CFTT  
トレーナー



コンサルタント会入会

にあたって

労働安全コンサルタント

渡辺一夫

今年4月に新潟支部に入会さ  
せていただきました渡辺一夫と

申します。

私は福岡県福岡市生まれの六十歳で、新潟に参りましたのは31年前の昭和53年6月25日、会社（前田建設工業（株））の命により、原子力発電所建設要員としてでした。

最初は柏崎市の鯖石川河口に建設中の、終末処理場の宿舎に入りましたが、当日は大雨で、翌日眼を覚ますと鯖石川は大増水、河口の安政橋に流木が当たり大穴があいていました。

この時の大雨は記録的で、柏崎駅は水没し、352号線は出雲崎の蛇崩丘で、8号線は青海川と曾地峠で、西山・大積間の県道は地蔵峠でそれぞれに崖崩れがあり、また、116号線も不通となつてしまい、柏崎から一歩も外に出られない状態が一週間ほど続きましたが、それ以来17年間原子力発電所構内でひたすら生コンクリートを製造していました。

その後は、富山県のダム工事で機械と安全（元方安全衛生管理者）を担当し、長野支店の安全全部副部長、北陸支店の安全全部副部長を歴任して、柏崎に帰ってまいりました。

元来が熱中する質なのか、今やっている仕事の内容が解らな

いといけないと思ひ込む質なのか、生コンクリートを作っている17年の間にコンクリート主任技師を、また、長野支店、北陸支店の安全部時代の6年の間に安全コンサルタントを取得いたしました。

元々は機械屋で建設機械・設備の計画、設置、保守管理が主たる業務ですが、新潟県に赴任する前には大阪支店に勤務し、仕事の必要上から、土木屋として過ごした時期も6年間ほどあります。

また、機械設備については、生コンクリート製造設備の自動化、ケーブルクレーンの自動化をプロジェクトリーダーとして経験しており、どちらかと言えばこの分野が得意分野であるうと思っております。（3年ほど前には、中国山峡工程開発総会社が金沙江に建設中の大型ダムプロジェクトにおいて、コンクリート運搬設備の自動化を提案して参りました。）

今回は定年退職を機にコンサルタント会に入会させていたいただき、この8月27日に東京・三田のNNホールで登録時研修を受け、沼野先生や平松先生のお話を聞いて参りましたが、営業をやったり、企業側との折衝を行

ったりと、コンサルタント業は非常に難しいなどの印象を受けました。

現在は休業充電中で仕事は特に何もやっておりますが、20年に一度ほど回り番で廻っている地区の区長を勤めさせてもらっています。

その他に、柏崎市の緊急雇用対策で短期採用された方々への、職長教育、特別教育を単発のボランティアで実施しています。

この後は、年も年ですのであまり頑張らずに、ボランティア程度に皆様のお役に立てればと思っております。

もしお手伝いできることがありますありましたら、どうぞ何なりとお声を掛けてください。

### 安全の言葉二題

広報委員 阿部 幸雄

その一、「災害ゼロ」

安全衛生に携わった最初の頃、会社の目標は常に「災害ゼロ」。災害はあつてはならないものであつた。年度安全衛生計画作成の折には各部門はもとより全社目標も「災害ゼロ」。しかし一度として達成されたことはなかつ

た。出来ない目標だから実施項目との整合性などなく、やりた事を並べるだけ。その後数年を経て多少なりとも安全が見えてきて（実は安全に携わった最初の頃三ヶ月で見えたと思つていた）少し違ふのではないかと・・・思い切つて、担当部門の目標をゼロから実現可能な数字に設定してみた。部門会議では納得して貰つたが「災害はあつてはならないもの、何を考えているのか」と上層部に叱られ、結局目標はゼロに戻さざるを得なかつた。

安全衛生マネジメントシステムのガイドラインが示されリスクアセスメントが法制化された昨今、「目標は数値で分かり易く達成可能な数値で少し高めに設定してください」と説明している今から見れば隔世の感がする。当時、ゼロ災運動華やかなりし頃で、誤解した面もあるが安全を形だけ整えて満足していたのではなかつたか。

その二、「繰り返し型災害」

この言葉は私の勤務した会社で良く使われていた。わが社だけの言葉と思つていたらちゃんとした本にもある事が分かつた。「繰り返し型災害を防ぐに

は・・・」などともつともらしく語られる。始めて耳にしたときはまだ素人であつたがそんな災害があるのか？と首をかしげていたものだ。なんと言つても事故災害の主役は交通事故であつて、毎年数千人が亡くなる事を繰り返し身近な存在だがそんな話を聞いたこともない。

ではどのような事故災害が「繰り返し型災害」で「繰り返し型災害」ではないものとはどんな災害なのだろうか。それはついに聞かず仕舞いであつた。

安全衛生の分野では災害を型で分類している。墜落や転倒、切れこすれなどだ。これは災害の内容を知り、その防止の対策を考ふるために有効だと思う。

もともと事故災害に前例のないもの、など無いと言つて過言ではない。何故ならば仕事や作業そのものが繰り返しなのだから。墜落や転倒、切れこすれなど全てが嫌というほど繰り返ししている。ムリに分類していかにも有効な対策があると自ら錯覚してしまつている。

そのようなものはあり得ない。過去限りなく繰り返し災害があつたから対策は出尽くしている。あとは状況に合わせていかに実行する仕組みをつくるかなのだ。

支部トピックス

◆新潟支部第17回定時総会

平成二十一年五月二三日、新潟県急インホテルにて開催され、二〇年度事業報告及び決算が承認され合わせて平成二十一年度の事業計画等が採択されました。同時に第一回業務研修会が開催され新潟労働局有賀安全衛生課長(表紙参照)より最近の労働災害の状況と労働行政について講演を頂きました。

◆実施状況報告(事務局)

- 1 行政機関への協力及びコミュニケーションの強化  
〔実施状況〕  
労働災害労働基準監督署主催リスクアセスメント指導会に安全衛生相談センター相談員を継続派遣。
- 2 生涯研修制度の推進
- 3 業務部会加入の促進を図る  
〔実施状況〕  
新規加入・安全衛生各一名

異動・衛生一名新潟↓長野

- 4 業務活動の推進  
①全国安全週間・衛生週間に協力し、労働安全衛生コンサルタントの活用を促進する。  
〔実施状況〕  
未評価

- ②安全衛生相談センターを開設し、労働安全衛生に関する無料相談を実施する。  
〔実施状況〕

- ③労働基準監督署RA指導会及び災害多発指導会への講師派遣(次項を参照)  
・新潟清酒教育協会立新潟清酒学校講師派遣(一回)  
④支部ホームページ等で広報に努める。  
〔実施状況〕

- ⑤インターネットホームページの公開  
⑥各種災害防止団体との連携を強化する。  
〔実施状況〕

- ⑦リスクアセスメント担当者養成研修を共催(一回予定)  
支部業務部員が、各種災害防止団体主催講習会の講師を受託。  
⑧たんぼ計画に協力する。  
〔実施状況〕

- ⑨三団体に三人がアドバイザーを担当。  
⑩自立的な安全管理活普及事業を推進する。  
〔実施状況〕

- 10事業場のリスクアセスメント診断の実施を予定(9月11日打ち合わせ会議実施)
- ⑦産業保健推進センター、地域産業保健センターに協力  
〔実施状況〕

- ⑧OSHMSの普及にコンサルタント活動を通じて推進する。  
〔実施状況〕未評価

- ⑨労働安全衛生コンサルタント表示を実施  
〔実施状況〕

- ⑩その他(団体・企業)への支援  
〔実施状況〕

- ⑪マテ・カッパープロダクツ(株)法第八十八条計画届け免除申請評価の説明  
・越後交通(株)安全大会講演  
講師派遣  
・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構労働安全衛生診断実施  
5 労働安全衛生コンサルタント制度推進月間行事の組織的展開  
〔実施状況〕

- 6 業務研修会の開催と出席者の拡大  
例年通り実施済み

- ① 4月27日 三条署 鈴木武男
- ② 5月19日 新発田署 豊島豊秀
- ③ 7月6日 新潟署 鈴木武男(RA製造業)
- ④ 7月17日 新潟署 阿部幸雄(RA建設業)
- ⑤ 7月21日 新発田署 鈴木弥寿春(RA運輸業)
- ⑥ 7月23日 十日町署 高島勉(RA建設業)
- ⑦ 9月8日 新発田署 関本久(RA卸小売業)

- ⑧ 9月18日 長岡署 鈴木直夫(RA運輸業)
- ⑨ 9月24日 三条署 鈴木弥寿春(RA製造業)
- ⑩ 9月28日 佐渡署 豊島豊秀(RA卸小売業)

2. 団体、事業組合、企業等  
① 7月10日 新潟清酒教育協会立 新潟清酒学校 豊島豊秀
- ② 7月14日 新潟県タイヤ商工協同組合 矢崎芳直  
タイヤ空気充填作業特別教育(関係法令)
- ③ 7月21日 新潟県タイヤ商工協同組合 高島勉  
タイヤ空気充填作業特別教育(関係法令)

◆安全衛生相談センター相談員を派遣した事業場

1. 労働基準監督署災害防止指導会およびリスクアセスメント講習会

3. その他  
ネクスコトール北関東様より平成19年以降高速道路料金所収受員を対象にした安全講話および一条工務店様安全大会での安全講話の依頼がきています。  
相談員に日時等条件を通知し派遣者を調整します。

編集後記

原稿が不足して編集作業が遅れ、ご迷惑をお掛けしました。